

## 公益通報制度の概要

### ○ 目的

当財団では公益通報者保護法に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、財団職員等からの通報窓口等を設置しています。

### ○ 通報者

当財団職員及び当財団の取引事業者として業務に従事する者

### ○ 窓口

通報窓口及び相談窓口を事務局総務課に設置する。

### ○ 通報方法

電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会

#### 【通報窓口及び相談窓口】

〒651-2273 神戸市西区糀台5-7-1

一般財団法人神戸市地域医療振興財団 事務局総務課

電話078-997-2200 FAX078-997-2220

### ○ 通報者等の保護

通報者等は相談又は通報したことにより不利益な取り扱いを受けることはありません。また、通報内容や個人情報が開示されることはありません。